

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 27 年 5 月 13 日 東相シ第 15-00003 号）</u> <u>この改正規定は、平成 27 年 5 月 25 日から実施します。</u></p>

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(100) 付加的機能識別番号 中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第3条第1号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	(略)
(112) 付加的機能識別番号 接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第3条第1号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

(略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(100) 付加的機能識別番号 中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第2条第1号または第2号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	(略)
(112) 付加的機能識別番号 接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第2条第1号または第2号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

(略)

第14節 形態4-6

(網構成) (略)

(接続方式)

第67条 2~9 (略)

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 1 8 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ISDNユー

第14節 形態4-6

(網構成) (略)

(接続方式)

第67条 2~9 (略)

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

0 1 8 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

1 8 8

消費生活相談受付に利用する番号

1 8 9

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ISDNユー

ザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4.3 項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表 15 第 4.3 項からの差分を次の表に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項目	仕様	記事
3.9	着番号		
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
3.9	着番号		
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または180+D～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J

ザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4.3 項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または180+D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188または189
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J

料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または 柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または180+D～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとし

料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または 柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J または180+D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188または <u>189</u>
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとし

			ます。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または 柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

(略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0570+DEFGHJ または0180+DEFGHJ

			ます。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、 または 柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1. 課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

(略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0570+DEFGHJ または0180+DEFGHJ または188または1

1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J  
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ M T P仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、I S D Nユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表15第4.3項からの差分を次の表に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

1 1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + D E F + G H J  
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

1 8 8

消費生活相談受付に利用する番号

1 8 9

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁、または3桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、T T C標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ M T P仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、I S D Nユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
3.9	着番号		
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的要件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“10”を使用します。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+D～J 番号種別：網特有番号、アドレス情報：188または189
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的要件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“10”を使用します。



課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません呼  
の方向：当社網→直接協定事業者網

(略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。  
なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定  
することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定 事業者網への接続確 認	直接協定事業者網 内のガイダンス装 置等	0 5 7 0 + D E F G H J

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません呼  
の方向：当社網→直接協定事業者網

(略)

(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。  
なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定  
することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定 事業者網への接続確 認	直接協定事業者網 内のガイダンス装 置等	0 5 7 0 + D E F G H J または 1 8 8 または 1 8 9

技術的条件集別表 1

1. (略)
  2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。
    - (1) 1 X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア～タ (略)
- (略)

技術的条件集別表 1

1. (略)
  2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。
    - (1) 1 X Y系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア～タ (略)
    - チ 付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態 4－6 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社入接続かつ当社出接続において提供する。
    - ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 4－6 での接続番号が 1 8 8 または 1 8 9 の当社出接続において提供する。
- (略)